

- (戸籍整理)
- (旅券)
- (翻訳)

■領事館業務(戸籍整理)

申請種類	支部で代行します。翻訳も支部でいたします。		
	市役所発行	領事館発行	
婚姻	○婚姻受理証明書 ○上記翻訳文	当事者双方の婚姻関係証明書及び 家族関係証明書	当事者の身分証
出生	○出生受理証明書 ○出生者の記載事項証明書 ○上記各翻訳文	父又は、母の婚姻関係証明書及び 家族関係証明書	申請人の身分証
離婚	○離婚受理証明書	当事者双方の婚姻関係証明書及び 家族関係証明書	当事者の身分証
死亡	○死亡診断書又は 死亡受理証明書 ○上記翻訳文	死亡者の基本証明書及び 家族関係証明書	申請人の身分証
就籍	○登録原票記載事項証明書 ○出生証明書他	在外国民登録簿謄本	申請人の身分証

■領事館業務(旅券)

一般旅券	○カラー写真2枚 ○本人身分証 ○旧旅券(有る時)	写真は眼鏡無 で、両眉と輪郭 をだす。後ろ白
兵役免除 (国外旅行許可申請)	○本人及び両親の登録 原票記載事項証明書 ○本人及び両親の旅券 写真面のコピー ○本人の家族関係証明書	18歳～35歳 の男性が対象 ですが24歳迄 は免除されま す。25歳の3 ヶ月前から申 請可能で許可 まで1ヶ月か かります。

■戸籍翻訳

1枚1,500円(戸籍により変動り)
韓国文⇔日本文